市長におけるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会会議録

１．開　催　日　令和８年９月 18 日
２．場　　所　全員協議会室
３．出　席　者　百上真奈、赤堀久実、陶山美佐、北山太加視、森中秀哲、福村教親
　　上田宗久、中岡久徳
４．欠　席　者　なし
５．委員外議員　山口康子
６．理　事　者　なし
７．事　務　局　城北市議会事務局長、藤岡議事課長、山口議事課副参事兼議事調査係長
　　久保議事課主幹
８．案　　件　１　申入書について
　　２　その他
９．会議の次第

（午後１時　開会）

委員長（百上真奈君）

ただ今より、市長によるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会を開会します。

ただ今までの出席委員数は８名、会議は成立しました。

会議録署名委員に北山委員お願いします。

本日の事項は、1「申入書について」、２「その他」です。

それでは、第１項「申入書について」を議題とします。

本日は、去る９月 11 日に市長から提出のあった「申入書」について、ご協議いただきたいと思います。

申入書はサイドブックスに配付しておりますが、皆様お読みいただきましたでしょうか。

申入書の主旨は、当委員会において、申立人とその上司の２人に再尋問を行い証言の機会を与えたのに対し、対立する市長に対してはその機会が与えられないことは不公平である。委員会の手続的瑕疵に当たる恐れがあり、再尋問による証拠価値を問うものです。

申入書は、秘書広報課を通じ議会事務局に持って来られたということで、私も一般質問の最終日に拝見させていただきました。そして正副委員長で検討させていただき、弁護士にも相談をさせていただきました。

では、事務局から弁護士に相談させていただいたその見解について報告をさせます。

議事調査係長（山口良隆君）

失礼いたします。事務局の山口です。

先日、弁護士に相談した結果を申し上げます。

「こうした申し入れがあった以上、手続の公平・公正性に資するため、再度証人尋問の機会を与えることが重要である」との見解をいただいております。

以上です。

委員長（百上真奈君）

先の委員会では、再尋問を行わないということを委員会で決定したのですけれども、その後に先程主旨を申し上げましたような申入書が提出されましたので、弁護士と相談し、今のような見解もいただきました。

よって、市長に対し再尋問を行うことが妥当であると考えますが、再尋問を行うことについて、皆様いかがでしょうか。

上田委員。

委員（上田宗久君）

ここに書かれております、重大な手続的瑕疵に当たる恐れがあるということは、弁護士の所見ですか。

委員長（百上真奈君）

今、上田委員がおっしゃったのは申入書の中身ということです。

上田委員。

委員（上田宗久君）

アドバイザーの弁護士さんからどのような意見がございましたか。

委員長（百上真奈君）

先程報告してもらったのですけれども、事務局もう一度お願いいたします。

議事調査係長（山口良隆君）

はい、再度申し上げます。

「こうした申し入れがあった以上、手続の公平・公正性に資するため、再度証人尋問の機会を与えることが重要である」との見解をいただいております。

以上です。

委員長（百上真奈君）

他にございませんでしょうか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

ないようですので、それでは市長への再尋問を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

それでは、市長への再尋問を行うことといたします。

ここで再尋問に関して２点ご協議いただきたいと思います。

まず、尋問方法についてですが、委員長からの総括尋問は行わず、各委員からの尋問のみとしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

はい、ありがとうございます。

では、そのように取り扱います。

２点目、尋問範囲ですけれども、新たな証言及びそれに関連する事項に対してのみ尋問をすることとしたいと思うのですけれども、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

ではご異議なしということで、そのように取り扱いたいと思います。

それでは続いて第２項「その他」を議題といたします。

ここでは出頭要求について議決をしていただきたいと思います。

この申入書の提出があってから、あらゆることを想定いたしまして色々と対応したのですけれども、今再尋問を決定していただきましたので、そうなったときには市長の日程を調整しなければならないということで、事前に市長の日程を確認させていただいております。

また、委員の皆様にも、仮に再尋問をするとしたらということで、日程を調整させていただきました。

それを踏まえまして、次の出頭要求は９月 28 日、月曜日、午後３時から、市長を証人として再度出頭要求をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

異議なしということで、そのように取り扱いますので、委員の皆様におかれましてはご出席いただきますよう、よろしくお願いいたしま

す。

なお、市長から補佐人の同席許可願が提出されましたら、前回同様、宣誓拒否や証言拒否に限ってのみアドバイスができる条件をつけて許可しようと考えておりますが、皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

ありがとうございます。

それではそのように取り扱わせていただきます。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後１時 08 分　閉会）